



事務連絡
令和3年10月5日

日本税理士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局年金課長

被用者保険の適用に係る周知依頼について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）第4条及び第29条の規定により、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び健康保険法（大正11年法律第70号）の適用業種に「弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業」が追加されました。

これを受けて、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（令和3年政令第229号）が令和3年8月6日に公布されました。本政令第6条及び第14条の規定により、厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）及び健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部が改正され、「その他政令で定める者」として、公証人、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、海事代理士、税理士、社会保険労務士、沖縄弁護士、外国法事務弁護士及び弁理士（以下、弁護士、公認会計士を含め「士業」という。）が規定されました。

本改正事項は、令和4年10月1日より施行され、常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所については、新たに厚生年金保険及び健康保険の強制適用事業所となります。

つきましては、士業の皆様へ向けた周知のためのチラシを別添のとおり作成いたしましたので、貴会におかれましては、施行に向けて貴会会員に周知を図られますようご協力をお願いいたします。